

令和6年度 住民とともに支える「地域共生社会さが」推進事業業務委託契約書

佐賀県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、住民とともに支える「地域共生社会さが」推進事業（以下「委託業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、契約締結の日から令和7年3月25日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円
（うち消費税及び地方消費税額 金 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は 円とする。

2 前項の契約保証金には利息は付けない。

3 甲は、乙が業務委託契約を全て履行したとき、第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

（契約保証金）※免除の場合

第4条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第 号の規定により免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を仕様書及び企画提案書に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、一部の業務についてあらかじめ、書面にて甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の場合により、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、乙は当該委託に係る業務遂行能力を持ち、第15条第1項第6号に規定する契約解除要件に該当しない者を、責任を持って選定することとし、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託したすべてについて責任を負わなくてはならない。

3 乙から委託を受けた者はさらに他の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(乙の履行義務等)

第9条 乙は、本契約及び仕様書に基づき、自己の責任において、履行期間内に委託業務を完了しなければならない。

- 2 委託業務の完了までに生じる必要な費用及び労力についての損失は、すべて乙の負担とし、完了前に履行不能となった場合には、乙は委託料のうち当該不能となった部分に相当する額の請求をすることはできない。ただし、当該履行不能が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

(事故等の報告)

第10条 乙は、委託業務の履行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに、速やかに応急措置を講じなければならない。又、遅滞なく詳細な報告書並びに今後の方針案を甲に提出するものとする。

(完了報告書の提出)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに完了報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の成果報告書を受領した日から10日以内の日又は、令和7年3月25日のいずれか早い日までに、その内容を検査し、当該検査の結果を乙に通知するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第12条 乙は、委託業務について甲の検査を受け、これに合格したときは、甲に委託料の請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 甲の責めに帰すべき理由により、前項の委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(前金払い)

第13条 乙は前条の規定に関わらず、委託事業の実施に必要な費用の前金払いを甲に対し、前金払請求書により請求することができるものとする。

(諸権利の帰属及び権利侵害への措置)

第14条 乙が業務委託の実施のために制作した仕様書に掲げる成果物等（以下「成果物」という。）は、甲の所有とする。

2 成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む）は甲に帰属し、乙が複製、複製、抜粋、その他の形式によりほかの用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

3 乙は、甲に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

4 乙の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、甲から請求があったときは速やかに甲の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。

5 乙は、甲に対して、成果物が第三者の著作権、産業財産権その他の権利（以下「著作権等」という。）を侵害していないことを保証するものとする。

6 成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害しているとして、乙と第三者との間に紛争が生じた場合には、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。

7 前項の場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(契約内容の変更)

第15条 甲は、委託業務の円滑な実施のために必要のある場合には、業務内容を変更することができる。この場合において、委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ書面によりこれを定めるものとする。

2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から15日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。

3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完成する見込みがないと認められるとき。

(3) 支払いの停止があったとき、または乙が仮差押、差押、競売、破産、会社更生手続開始もしくは特別精算開始の申し立てを受けたとき。

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(5) 租税公課の滞納処分を受けたとき。

(6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 乙から契約の解除の申し出があったとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金等)

第17条 乙は、前条の規定により甲が契約を解除したときは、違約金を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、委託料の100分の10に相当する額とする。ただし、この違約金は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

3 第1項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲から定められた期間内に支払わなかったときは、乙は支払期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第19条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

第6条の規定により甲の承認を得た再委託先についても同様とする。ただし、公知となった情報、また、甲から開示を受けたときに既に公知であった情報はその限りではない。

2 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第21条 乙は、委託業務に係る関係資料及び帳簿等を他の用途に使用してはならない。

(契約内容の不適合に係る責任)

第22条 不適合が判明した日から1年間において、納入成果物に契約内容の不適合があることが判明した場合には、乙の責任及び負担において、甲が相当と認める期日までに補修を完了することとする。

(存続事項)

第23条 本契約終了後も、第14条(諸権利の帰属及び権利侵害への措置)、第18条(損害賠償)、第20条(個人情報の保護)、第21条(目的外使用の禁止)及び本条は有効に存続するものとする。

(協議)

第24条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県健康福祉部 社会福祉課長 三浦 正樹

乙